

構内道路舗装改修工事

特 記 仕 様 書

1 工 事 名

構内道路舗装改修工事

2 工事場所

静岡県御殿場市駒門 5－1 陸上自衛隊駒門駐屯地
細部は案内図及び配置図による。

3 工期

契約日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで

4 工事概要

既設舗装撤去	3 0 3 4 m ²	
上層路盤撤去	2 4 3 2 m ²	
下層路盤撤去	1 5 2 2 m ²	
アスファルト舗装	3 2 1 3 m ²	他

5 一般仕様

(1) 一般事項

- ア 本図面及び特記仕様書は、本工事に必要な事項について規定する。
- イ 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定公共建築工事標準仕様書、改修工事標準仕様書及び関係規則による。

(2) 入門手続き等

- ア 請負者は駐屯地内で工事を行う場合、区域への立ち入り及び行動（出入門手続・火気取扱い・工事用通行路等）は、駐屯地の規則及び関係者の指示を厳守して行うものとし、工事施工場所以外への立入りを禁止する。
- イ 受注者は作業員に外国人労働者を含む場合、契約後に当該労働者の在留カード（写）または就労資格証明書（写）を監督官に提出すること。

(3) 施工図等

- ア 施工の確認を行う段階及び施工の具体的な計画を定めた「総合施工計画書」を作成し、工事着手前までに監督官に提出し、確認を受けるものとする。
- イ 当該工事の施工に先立ち施工図等を作成し、監督官の承認を受けるものとする。

(4) 設計図書等の管理

- ア 工事図面は工事施工の目的以外に、第三者に対して貸与、複写又は閲覧させてはならない。
- イ 工事の一部を第三者に委託又は請け負わせようとするときは、当該下請契約書等において、工事図面等の適正な管理に関する規定を明確にしておくこと。
- ウ 工事の一部或いは施工図の作成等を第三者に委託し又は請け負わせ、当該相手方に図面を複写させ又は交付したときは、当該遺体く契約又は請負契約等の終了時に、複写させ又は交付した工事図面を速やかに返却させ、適正に管理すること。

(5) 工事現場管理

- ア 請負者は、本工事を施工するために下請契約を締結した場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、監督官に提出すること。
- イ 工事施工場所及びそこに至る経路以外の区域への立入り及び写真撮影は監督官と協議すること。
- ウ 停電及び断水が必要な作業を行う場合は、作業計画書を作成し、事前に監督官及び部隊担当者の承諾を得てから作業を行うこと。

(6) 作業時間

作業時間は 8 時 3 0 分から 1 6 時 4 5 分までとし、土曜日、日曜日及び祝祭日の作業は原則として実施しないものとする。ただし、やむをえない場合は監督官と調整のうえ実施するものとする。

件 名	構内道路舗装改修工事	図 番	2 / 1 0
図 名	特記仕様書	縮 尺	図 示

(7) 事前調査

- ア 着手に先立ち、事前に現地を確認すること。また、本工事は図面より現地の取り合いを優先する。
- イ 工事施工に際し、現場の納まり及び取り合わせ等の関係で位置又は工法を多少変え、それぞれによる数量を幾分増減する等の軽微な変更及び技術的に当然施工すべき事項が発生した場合は、監督官の指示に従い施工するものとする。

(8) 安全管理

- ア 現場における火災予防、安全衛生並びに在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、一切の責任は請負者が負うものとする。
- イ 災害及び事故が発生した場合には、速やかに監督官に報告するとともに、その指示に従うものとする。
- ウ 施設や第三者等に損害を与えた場合は、請負者の責任において復旧又は補償するものとする。

(9) 業者負担

- ア 工事に必要とする電気及び水は、原則として使用しないものとし、やむを得ず使用する場合は有料とし、事前に諸手続きを行うこと。
- イ 本工事に必要な工具類及び消耗部品は、請負者の負担とするものとする。

(10) 材料の品質等

- ア 工事に使用する材料は、設計図書に定める品質及び性能を有する新品とすること。なお、特記なきものについては、J I S等規格品とする。
- イ 材料の色、柄等については、監督官の指示によるものとし、使用材料等の見本は必要に応じ監督官に提出・承認を得るものとする。
- ウ 現場に搬入した材料は、その種別ごとに、品質、数量について監督官の検査を受けるものとする。ただし、工場組立等のためにあらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでないものとする。なお、搬入した材料は、工事で使用するまでの間に変質等なきよう、適切に保管するものとする。
- エ 材料検査結果並びに長期保管等による変質等により工事に使用することが適当でないと監督官が判断したものについては、直ちに新品と交換し、再度検査を受けるものとする。

(11) 環境保全

- ア 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）を標準とし、現場搬入に際し監督官の点検を受け合格したものを使用するものとする。
- イ 使用する材料は、揮発性有機化合物の放散による健康への影響に配慮し、かつ、石綿を含まないものとする。

(12) 発生材

- ア 本工事で発生した発生材のうち金属類については、計量をしたうえで発生材調書を監督官へ提出した後、監督官の指示する場所に集積する。
- イ その他の発生材は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法令」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る再資源化等に関する法律」及びその他関係諸法令等に基づき適正に処理する。なお、その結果を書面（産業廃棄物管理票E票等の写し）にて提出すること。

(13) 秘密保全

本工事により知り得た情報に関して、監督官の許可なく漏洩してはならない。

(14) 提出書類等

- ア 契約後速やかに作業実施日を監督官と調整し工程表等を提出して監督官の承認を受けるものとする。また、その他工事に必要な申請及び提出書類は監督官の示す規格様式で作成し必要部数提出すること。
- イ 工事写真撮影は請負者が実施するものとし、着手前の状況、各施工段階、工事完成及び完成後に明視できない箇所の施工状況並びに材料検収、その他監督官の指示するものを黒板等を使用してサービス版サイズに整理したうえ、提出するものとする。

(15) 協議

図面と特記仕様書との内容に相違又は明示なき場合、疑義が生じた場合には、監督官と協議を行い指示に従うこと。

件 名	構内道路舗装改修工事	図 番	3 / 1 0
図 名	特記仕様書	縮 尺	図 示

6 特記事項

(1) 共通

ア 工事の施工にあたり、下表に示す建設機械を使用する場合は、原則として関係法令等に基づき指定された排出ガス対策型建設機械又は排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする。

機 種	備 考
バックホウ、トラクタショベル（車輪式）、ブルドーザ、発動発電機（可搬式）、空気圧縮機（可搬式）、ロードローラ、タイヤクローラ、振動ローラ、ホイールクレーン、クラムシェル、クローラクレーン、油圧ユニット（以下に示す基礎工事用機械のうち、ペースマシーンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイプロハンマ、油圧式鋼管圧入・引拔機、油圧式杭圧入・引拔機、アースオーガ、オールケーシング、掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機）	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5KW以上260KW以下）を搭載した建設機械に限る。

イ 下記の資材については、再生資材を利用するものとする。

資材名	規 格	使用区分
再生加熱アスファルト混合剤	骨材最大寸法13mm	道路の表層
再生粒度調整砕石	30～0	上層路盤
再生クラッシャーラン	40～0	下層路盤

なお、再生資材がやむを得ない事情により入手困難な場合は、監督官と協議するものとする。

ウ 工事個所のうち、東西道路は昼夜を問わず作業場所の一部を開放し、車両が通行できるよう配慮すること。この際、交通誘導警備員は必要としない。

(2) アスファルト舗装工事

ア アスファルト混合物は、再生密粒度アスコン(13)とし、配合は「共通仕様書」3.16.1アスファルト混合物（密粒度アスコン）に準ずる。

イ 現場配合の決定は、「共通仕様書」9.2.2の項によるものとする。

ウ 乳剤散布は、下表を標準とする。

適 用	使用材料	散布量	備 考
プライムコート	アスファルト乳剤（PK-3）	1.2L/m ²	粒状材料路盤材

(3) 区画線工

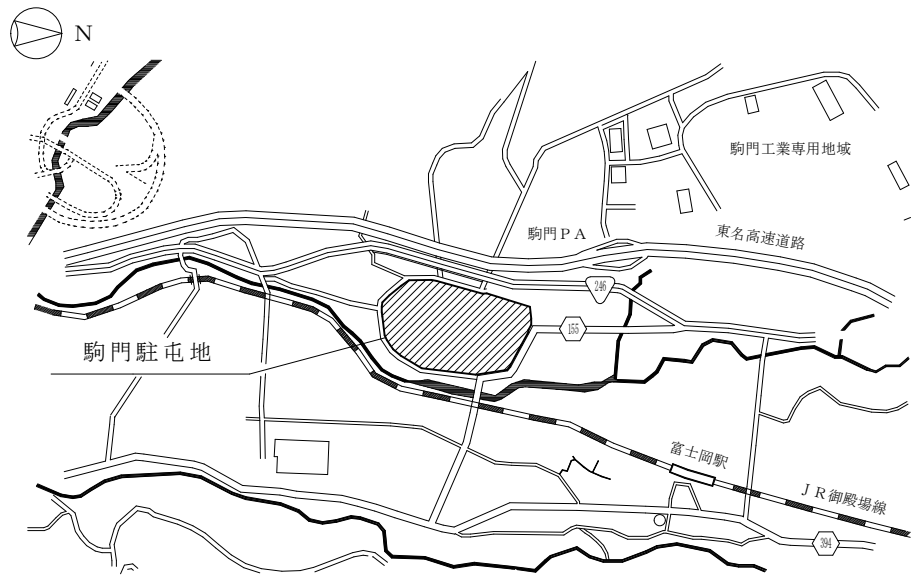
使用する路面標示用塗料（JIS K 5665）は3種1号とし、色は白とする。

(4) 撤去工事

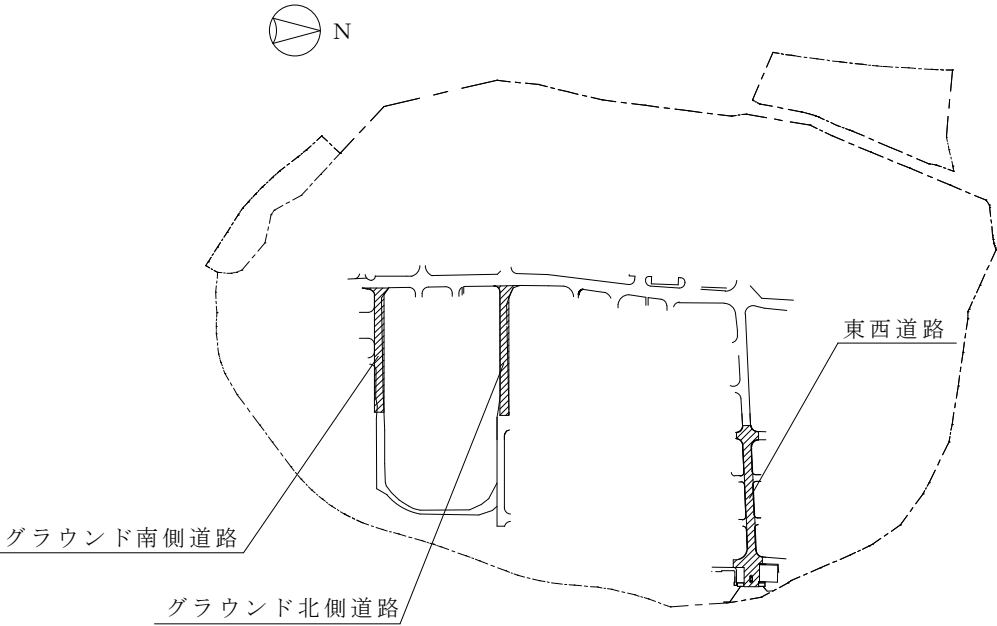
既設舗装及び路盤等の撤去に際しては、周囲及び既存配管等の埋設物に損傷を与えないよう十分注意して作業を行うこと。

件 名	構内道路舗装改修工事	図 番	4 / 1 0
図 名	特記仕様書	縮 尺	図 示

(5) 案内図、配置図



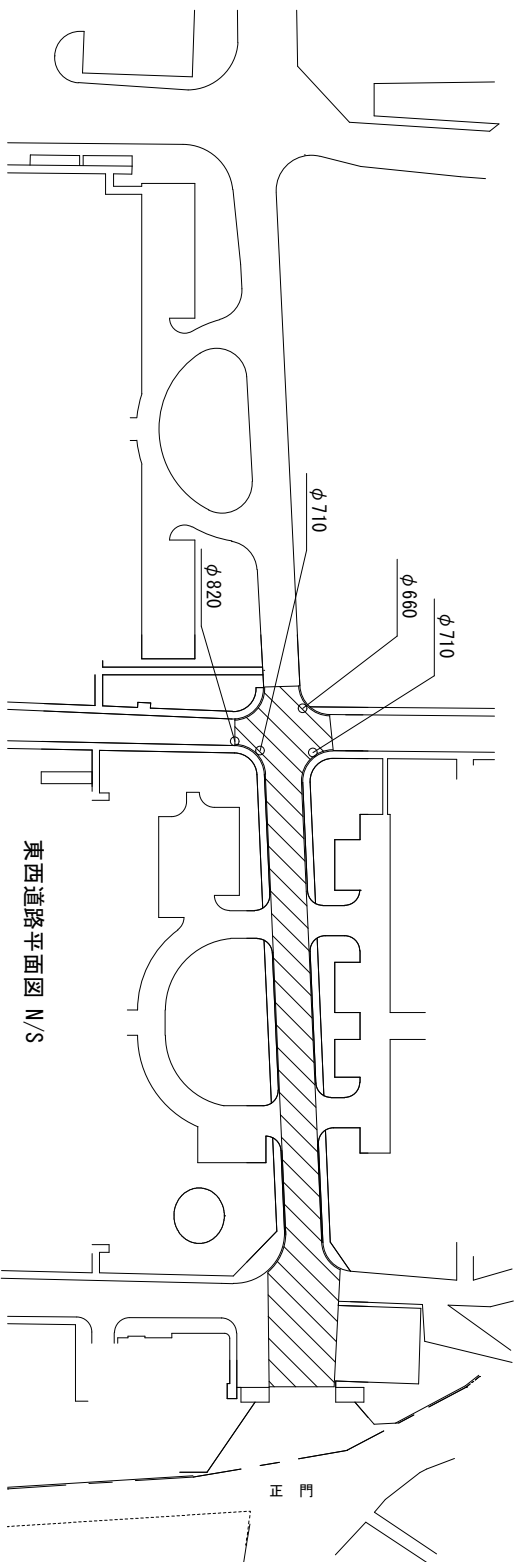
案内図 N/S



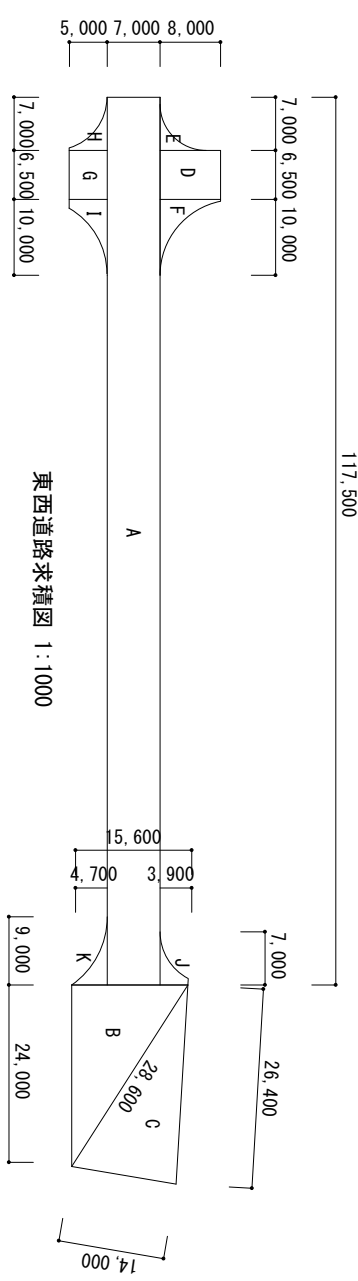
配置図 N/S

件名	構内道路舗装改修工事	図番	5 / 1 0
図名	特記仕様書、案内図、配置図	縮尺	図 示

凡例：○マシホール類

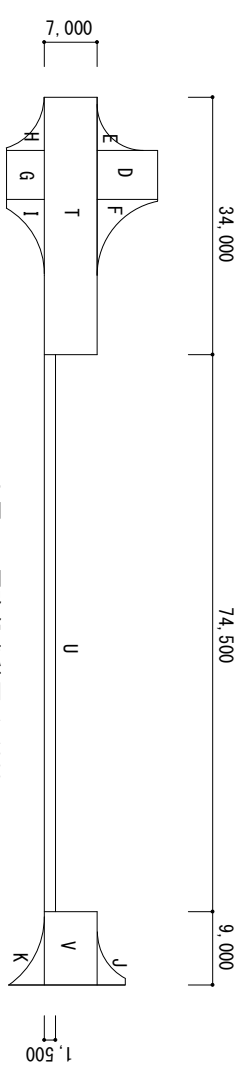


東西道路平面図 N/S



東西道路求積図 1:1000

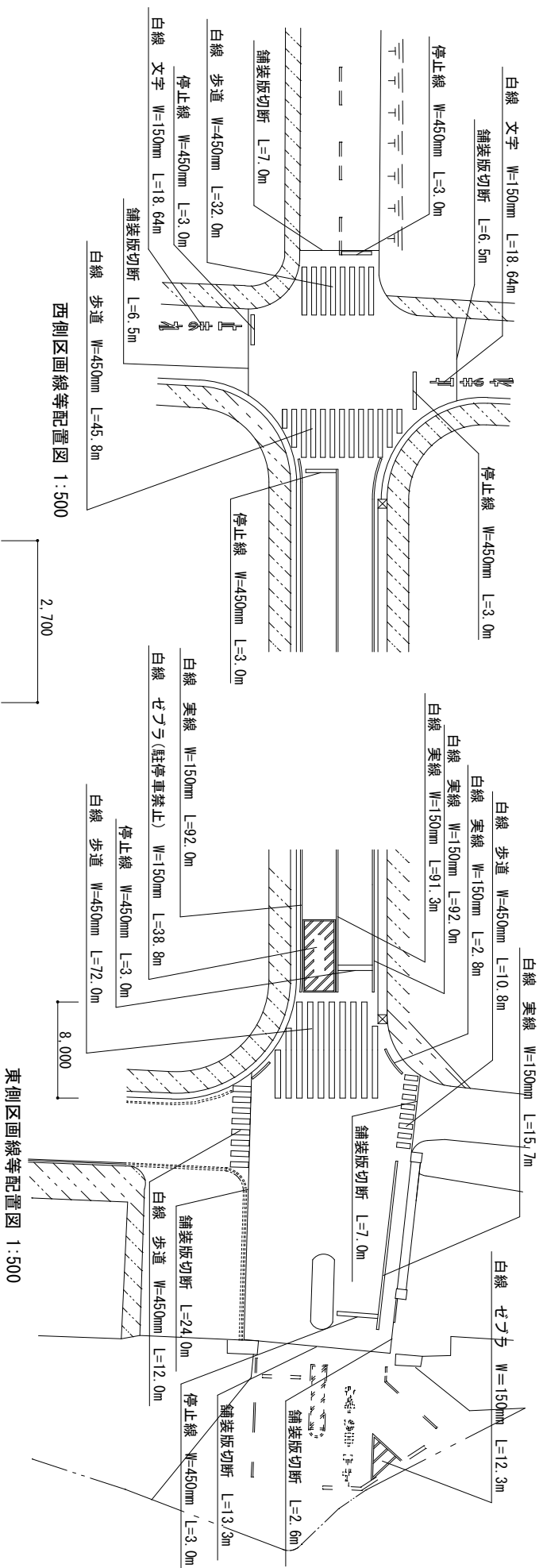
A	822.5m ²	G	32.5m ²
B	187.2m ²	H	12.6m ²
C	183.8m ²	I	26.6m ²
D	52.0m ²	J	15.3m ²
E	10.9m ²	K	24.2m ²
F	26.7m ²	-	
合計		1,394.3m ²	



上層・下層階求積図 1:1000

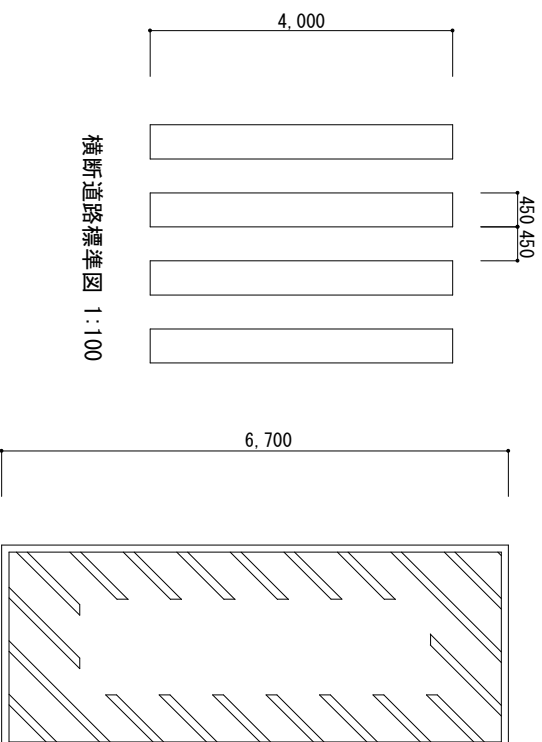
T	238.0m ²	V	63.0m ²
U	111.8m ²	D~K	200.8m ²
上層下層部		合計	613.6m ²

件名	構内道路舗装改修工事	図番	6 / 10
図名	平面図・求積図	図尺	図示

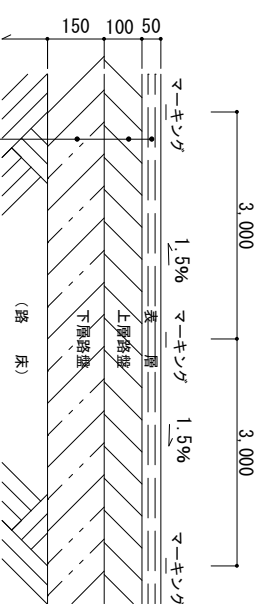


西側區面線等配置圖 1:500

東側区画線配置図 1:500



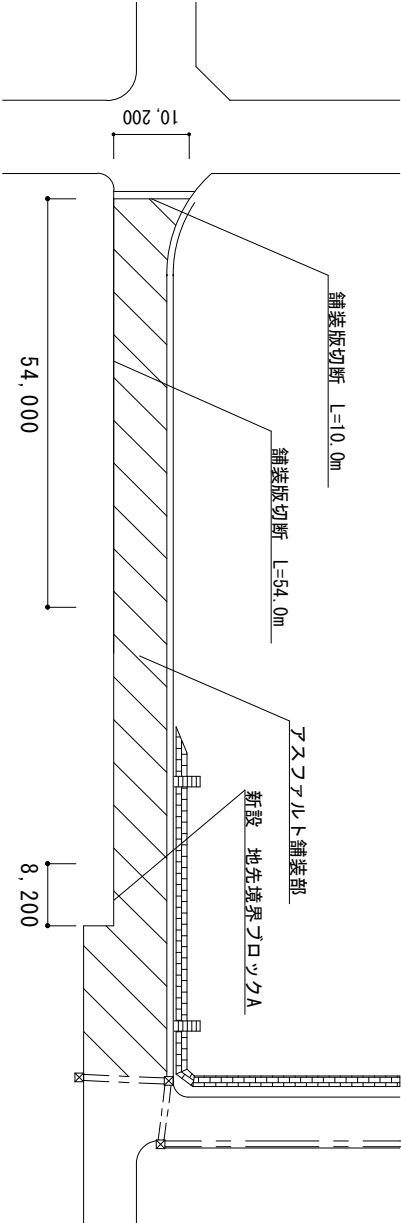
横断道路標準図 1:100



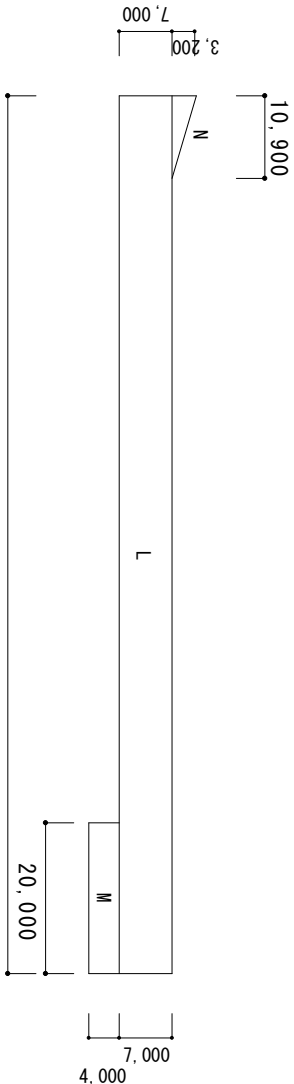
アスファルト舗装部標準図 1:20

表層：再生密粒度7.75mm混合料(13)	t = 50mm
プライムコート (PK-3)	
上層路盤：再生粒度調整碎石 RM-30	t=100mm
下層路盤：再生碎石 RC-40	t=150mm

件名	構内道路舗装改修工事	図番	7 / 10
図名	配置図・標準図	図尺	図示

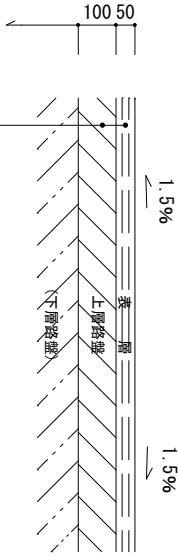


グラウンド北側道路平面図 1/1000



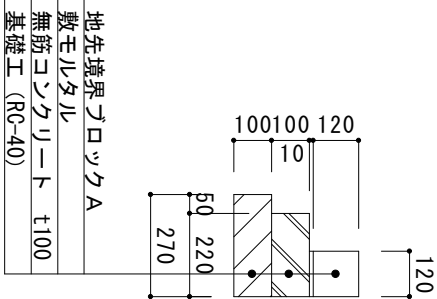
グラウンド北側道路求積図 1/1000

L	812.7m ²
M	80.0m ²
N	17.4m ²
合計	910.1m ²



表層	再生密粒度727アルト混合物(13)	t=50mm
上層路盤	再生粒度調整碎石 RM-30	t=100mm

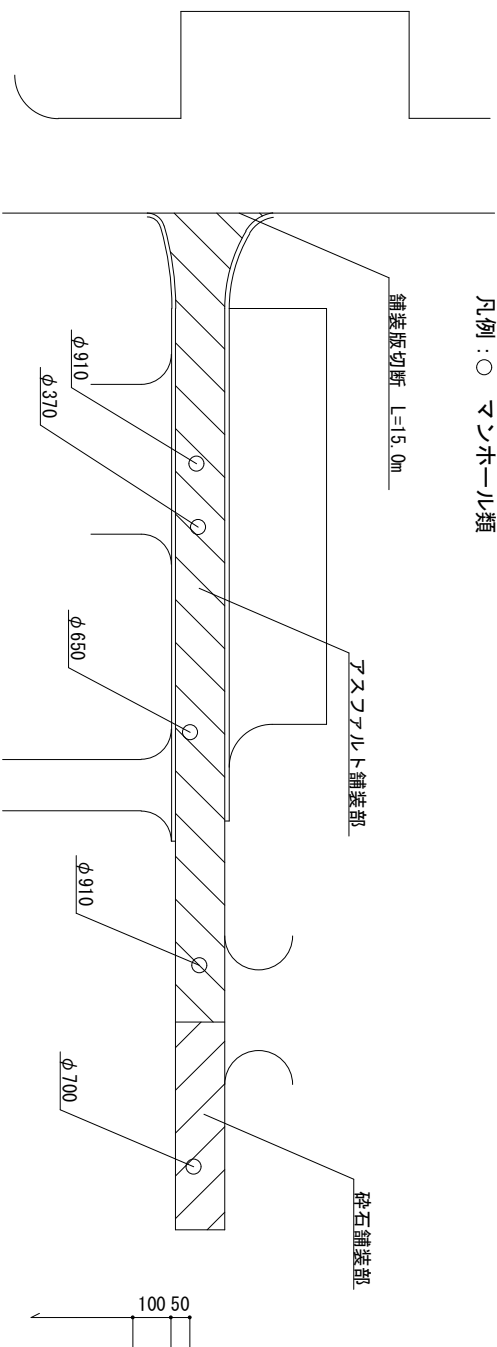
アスファルト舗装部標準図 1/20



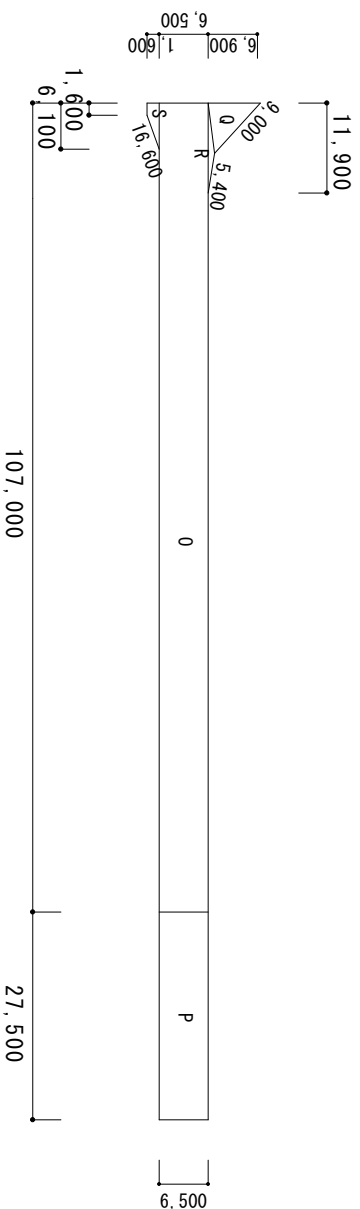
舗装止め詳細図 1/20

件名	構内道路舗装改修工事	図番	8/10
図名	平面図・求積図・標準図	縮尺	図示

凡例：○ マンホール類

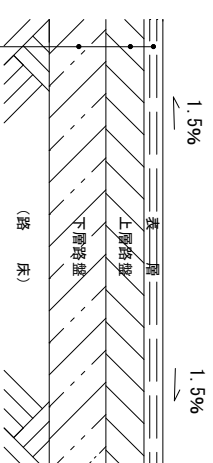


グラウンド南側道路平面図 1/1000



グラウンド南側道路求積図 1/1000

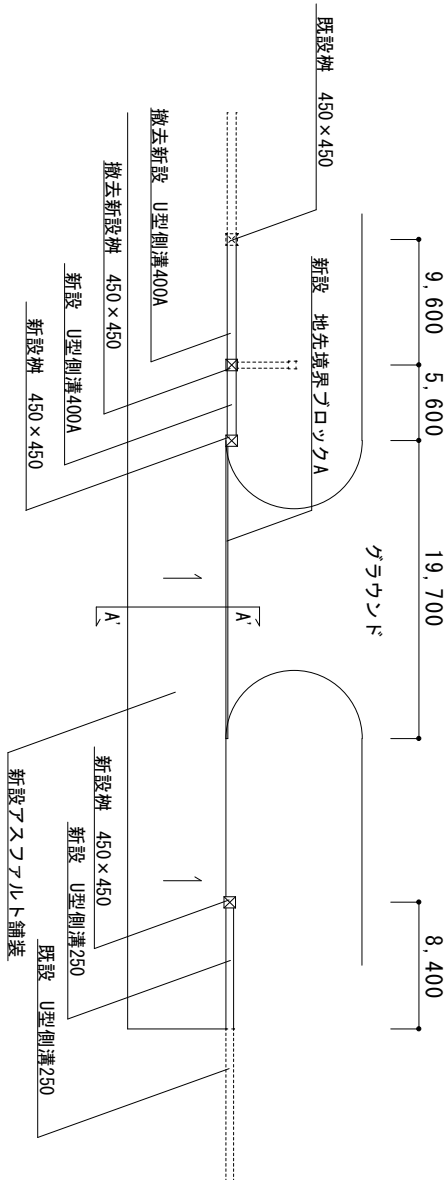
0	695.5m ²
P	178.8m ²
Q	22.9m ²
R	5.0m ²
S	6.2m ²
合計	908.4m ²



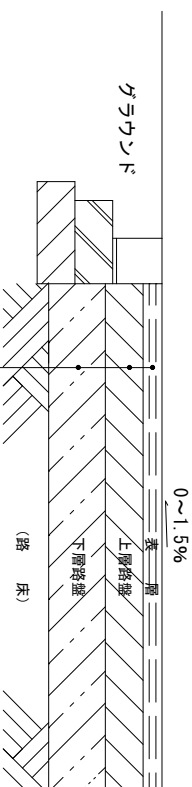
表層	再生密粒度7.5mm以下混合物(13)	t=50mm
上層路盤	再生粒度調整碎石 RM-30	t=100mm
下層路盤	再生碎石 RC-40	t=150mm

アスファルト舗装部標準図 1/20

件名	構内道路舗装改修工事	図番	9/10
図名	平面図・求積図・標準図	縮尺	図示

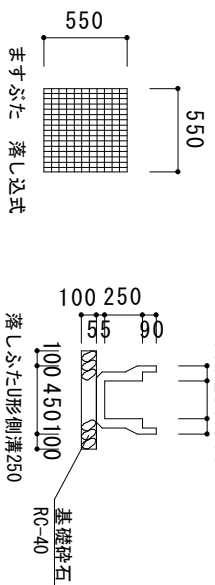
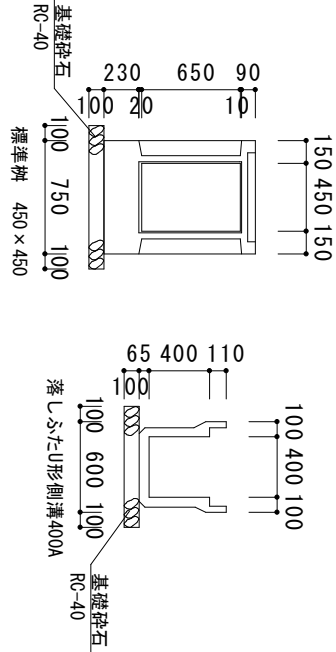


グラウンド南側道路詳細図 1/500



表層	再生密粒度7A7JALT混合物(13)	t= 50mm
上層路盤	再生粗度調整碎石 RM-30	t=100mm
下層路盤	再生碎石 RC-40	t=150mm

A-A' グラウンド入り口前構成図 1/20



側溝詳細図 1/50

件名	構内道路舗装改修工事	図番	10/10
図名	詳細図・構成図	縮尺	図示